

都市計画の案の縦覧について

東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

○都市計画の案の縦覧

- 【縦覧内容】 「東松山都市計画火葬場」の変更案（東松山市決定）
- 【縦覧期間】 9月1日（金）～9月15日（金）
（土・日を除く午前8時30分から午後5時15分）
- 【縦覧場所】 東松山市都市計画課、滑川町建設課、吉見町まち整備課、嵐山町まちづくり整備課

○案に対する意見書の提出

- 【対 象】 東松山市、滑川町、吉見町及び嵐山町の住民及び利害関係人
- 【提出方法】 持参または郵送
- 【提出期限】 9月15日（金）午後5時15分まで（期日必着）
- 【提出先】 滑川町建設課（〒355-8585 滑川町大字福田 750-1）、
東松山市都市計画課（〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58）

○問合せ

滑川町建設課（☎56-4068 内線 166）、
東松山市都市計画課（☎0493-21-1425）

※案については東松山市ホームページでもご覧になれます。